

前橋市水道事業等の設置等に関する条例及び前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正について（議案第69号）

経営企画課・職員課

1 改正の理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 前橋市水道事業等の設置等に関する条例関係

議会の同意を要する賠償責任の免除を定める規定において、地方自治法の引用条項を改める。

(2) 前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例関係

本則の規定において、地方自治法の引用条項を改める。

3 施行期日

令和8年9月24日